

○日光市行政財産使用料条例

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 63 号

改正 平成 19 年 6 月 29 日条例第 30 号

平成 25 年 12 月 16 日条例第 42 号

平成 26 年 3 月 13 日条例第 2 号

令和元年 6 月 21 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、行政財産の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）から徴収する使用料に関して定めるものとする。

(平 19 条例 30 ・一部改正)

(使用料)

第 2 条 使用料は、年額により定めるものとし、その額は、別表第 1 により算定した額とする。ただし、使用期間が 1 年に満たない部分については、使用者が年額によることに同意した場合を除くほか、使用料の年額をその年度の日数で除して得た額に当該使用許可日数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、使用料のうち年額によらないものにあつては、その額は、別表第 2 により算定した額とする。

(平 26 条例 2 ・一部改正)

(加算金)

第 3 条 市長は、使用者から次に掲げる必要経費を前条に定める使用料に加算して徴収することができる。

- (1) 電気料金
- (2) 上水道料金、下水道使用料及びガス料金
- (3) 火災保険料
- (4) 冷暖房に要する経費
- (5) 清掃に要する経費
- (6) その他行政財産の維持及び管理に必要な経費

(使用料の最低限度額)

第4条 第2条の規定により算出して得た使用料の額が100円未満の場合及び当該使用料について100円未満の端数を生じた場合、その額は100円とする。

(使用料の徴収)

第5条 使用者は、使用料を納入通知書により指定された期限までに納入しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

(1) 国、他の地方公共団体又はその他公共団体において公用又は公共用に使用するとき。

(2) 公共的団体又は公益的団体及びこれらに類する団体がその事務又は事業のために使用するとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(禁止事項)

第7条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 秩序又は風紀を乱すこと。

(2) 建造物、備品その他の物件を損傷すること。

(3) 許可を受けないで物品の販売その他の商業行為をすること。

(4) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(5) 許可を受けた使用目的以外の目的に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸すること。

(6) 所定の場所以外で火気を使用すること。

(7) その他市長の指示に反する行為をすること。

(使用の取消し)

第8条 市長は、使用者が次の事項に該当すると認めたときは、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請によって、使用の許可を受けたとき。

(3) 災害その他の理由により、使用させることができなくなったとき。

2 前項の規定により使用を停止され、又は使用の許可を取り消された場合において、使用者が損害を被ることがあっても、市長はその責めを負わない。

(使用料の不還付)

第 9 条 既に納められた使用料は、還付しない。ただし、前条第 1 項第 3 号の規定により使用の許可を取り消したときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第 10 条 使用者は、建造物、備品その他の物件を滅失し、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(平 26 条例 2 ・ 一部改正)

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第 12 条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円）以下の過料に処する。

2 使用料の徴収に関し職務の執行を妨げた者に対しては、1 万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の今市市行政財産使用料条例（平成 7 年今市市条例第 2 号）、日光市行政財産使用料条例（昭和 49 年日光市条例第 32 号）、藤原町行政財産使用条例（昭和 41 年藤原町条例第 15 号）又は栗山村使用料及び手数料条例（平成 12 年栗山村条例第 5 号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日までに、合併前の条例により使用の許可を受けた行政財産に係る使用料は、その許可期間が満了するまでの間、なお合併前の条例の例による。

4 施行日の前日までにした行為に対する過料の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成１９年６月２９日条例第３０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２５年１２月１６日条例第４２号）抄
（施行期日）

１ この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年３月１３日条例第２号）
この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（令和元年６月２１日条例第１号）抄
（施行期日）

１ この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

（平２５条例４２・一部改正、平２６条例２・旧別表・一部改正、令元条例１・一部改正）

種類		算定方法
土地	電柱敷地等として使用する場合	電気通信事業法施行令（昭和６０年政令第７５号）第５条に規定する額
	その他の場合	評価額×４／１００（営利を主目的とする場合は５／１００）
建物		評価額×７／１００（営利を主目的とする場合は８／１００）
工作物		当該工作物の種類に応じて市長が定める額
自動販売機置場		屋外 １平方メートルにつき１，４００円 屋内 １平方メートルにつき２，８００円
広告物を掲出するための建物内部の壁面等		１平方メートルにつき２４，０００円

備考

- １ 評価額とは、適正な時価をいう。
- ２ 土地又は建物の一部を使用許可する場合にあっては、当該土地又は建物の評価額を当該土地又は建物の全面積で除して得た額に使用を許可しようとする

る面積を乗じて得た額を評価額とする。

3 土地を使用する場合において、消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 8 条に該当する場合にあっては、上記の使用料に 100 分の 110 を乗じて得た額を当該使用料とする。

4 建物を使用する場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）別表第 1 の規定に該当しない場合にあっては、上記の使用料に 100 分の 110 を乗じて得た額を当該使用料とする。

5 使用料の額を算出する基礎となる面積が 1 平方メートル未満のとき、又はその面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、1 平方メートルとして計算する。

別表第 2（第 2 条関係）

（平 26 条例 2・追加、令元条例 1・一部改正）

種類	算定方法
持込器具使用電気料	1 台当たり 1 キロワットにつき 1 時間 100 円 1 キロワットを超える分について 1 キロワットにつき 1 時間 100 円を加算する。
自動車用急速充電器	1 回（30 分以内）につき 550 円

備考

1 持込器具電気代については、使用時間は 1 時間単位とし、使用時間が 1 時間未満の場合、その額は 100 円とする。また、使用電力は 1 キロワット単位とし、1 キロワット未満の端数が生じた場合、その額は 100 円とする。